

## ＜平成28年度税制改正＞

今年度は平成27年度のような大きな改正はありませんでしたが、主な改正点は、法人税の実効税率の軽減、消費税の10%上昇に対応させた食品に対する消費税の据置です。

### ＜1＞所得税

1. 空き家住宅を譲渡した場合の控除の新設（平成28年4月1日～）  
昭和56年5月31日以前に建築された土地家屋（戸建に限る。以下「不動産」）であって、相続開始時に被相続人以外に居住していた者がいなかった不動産に限り、譲渡所得から3,000万円を控除することが出来る。（譲渡対価が1億円以内に限る）
2. 三世帯同居改修工事等の控除の新設（平成28年4月1日～）
  - ①三世帯同居改修工事等のための住宅借入金等の年末残高に応じた金額を5年間の所得税額から控除する。
  - ②三世帯同居改修工事をした、工事費用相当額の10%相当額をその年分の所得税額から控除する。※三世帯同居改修工事とは、キッチン・浴室・トイレ・玄関の内いずれかを増設する工事
3. 国外転出（転勤含む）する場合の上場株式等の損益通算  
上場株式等に係る譲渡損失の損益通算、繰越控除の対象に国外転出をする場合の譲渡所得の特例を含める。
4. セルフメディケーションの為の控除の創設（平成29年1月1日～）  
スイッチOTC医薬品の合計額が、12,000円を超える場合、超える部分の金額を所得金額から控除する。（現行の医療費控除に追加した制度）
5. 建物付属設備及び構築物の償却方法を定額法のみとする。

### ＜2＞法人税

1. 法人税率を23.9%から23.4%に下げる。（平成28年4月1日～）
2. 建物付属設備及び構築物の償却方法を定額法のみとする。（平成28年4月1日～）
3. 欠損金の繰越控除期間を9年から10年に延長する。（平成30年4月1日～）
4. 地方法人特別税を平成29年以降開始事業年度において廃止にともない、地方法人税の税率を4.4%から10.3%に上げる。

### ＜3＞消費税

1. 平成29年4月1日から消費税率を10%に引き上げるに付き、飲食料品及び新聞購読料の税率を8%に据え置く。（酒類、外食サービスを除く）
2. 軽減税率制度における税額控除方式を請求書による仕入税額控除方式（インボイス制

度）とし、平成33年4月1日から導入する。

3. 簡易課税の制度の適用を受けない時期に税抜1,000万円以上の高額資産を取得した場合、取得の日の属する課税期間の初日から3年間簡易課税制度は適用できない。（免税事業者にもなれない）  
平成28年4月1日以後の取得について適用し、平成27年12月31日までに締結した契約に基づく取得については適用しない。

### ＜4＞自動車取得税（平成29年4月1日～）

1. 平成29年3月31日で廃止する。
2. 自動車税に環境性能割を設け自動車の取得の際に課税する。

### ＜5＞納税環境

1. クレジットカード納付制度の創設（平成29年4月1日～）  
平成29年4月1日以後に国税の納付を委託する場合、インターネットを利用してクレジットカードによる納付をすることが出来る。この場合、インターネット手続きをした日に納付があったものとする。
2. 加算税制度の見直し（平成29年1月1日以後に申告期限が到来する国税について）
  - ① 調査を行う旨の通知以後にされた修正申告に基づく過少申告加算税については5%（現行0%）、無申告加算税については10%（現行5%）とする。
  - ② 5年前までの間に無申告加算税又は重加算税を課されたことがあるときは、無申告加算税又は重加算税の割合にそれぞれ10%加算する。

### ＜6＞固定資産税（施行日～）

中小企業の生産性向上設備の内一定の機会及び装置を取得した場合、これらに係る固定資産税を取得の日から3年間半分にする。

ご相談は無料です

鈴木敏之税理士事務所

03-5114-0720